

## 高取町定住促進（生活環境改善）事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 町長は、高取町の定住促進を図るため、高取町浄化槽設置整備事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等に関しては高取町補助金等交付規則（平成14年3月高取町規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、定住とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、現に町内に居住していることをいう。

（対象者）

第3条 補助金の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、高取町浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けるものをいう。

（補助金の交付）

第4条 町長は、高取町浄化槽設置整備事業補助金の交付を受ける者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助金の額）

第5条 この事業において交付される補助金の額は、10万円とする。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

ただし、高取町浄化槽設置整備事業補助金の申請時と同一内容の書類の添付は省略することができる。

- (1) 適正な設置工事及び維持管理に努める旨の誓約書。
- (2) 建築確認済証の写し（建築確認申請を伴う場合）。
- (3) 浄化槽設置届出書（受付済分）及び適合通知書の写し（建築確認申請を伴わない場合）。
- (4) 設置場所の案内図及び配置図並びに排水施設計画図。
- (5) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書。
- (6) 浄化槽整備士免状の写し。（昭和62年以前の資格者については、小規模合併浄化槽施工技術特別講習会の修了書の写し。）
- (7) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証の写し（市町村用）。
- (8) 合併浄化槽構造方法認定書の写し。
- (9) 合併浄化槽形式適合認定書及び添付の仕様書及び図面の写し。
- (10) 工場製造浄化槽形式認定書の写し。
- (11) 国庫補助指針適合登録浄化槽管理票（C票）。
- (12) 国庫補助指針適合登録証の写し。
- (13) 住民票謄本及び家族全員の納税証明書（徴税に滞納のないことの証明）。
- (14) 町外在住者は、高取町に住所変更する旨の確約書。
- (15) 浄化槽設置に係る見積書の写し。
- (16) 高取町浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書の写し。
- (17) その他、町長が必要と認める書類。

（決定の通知）

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその

内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

（実績報告）

第8条 対象者は、補助金に係る事業が完了したときは、1ヵ月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出し、その指示を受けなければならない。

ただし、高取町浄化槽設置整備事業補助金の報告時と同一内容の書類の添付は省略することができる。

- (1) 浄化槽保守点検業者との契約書の写し。
- (2) 浄化槽法第7条検査手数料領収書の写し。
- (3) 浄化槽法第11条検査依頼書及び検査手数料3年分の領収書の写し。
- (4) 浄化槽設置工事完了報告書及び施工管理報告書の写し（受付済分）。
- (5) 浄化槽使用開始報告書（受付済分）の写し。
- (6) 浄化槽使用前保守点検結果書（受付済分）の写し。
- (7) 浄化槽設置に係る請求書及び領収書の写し。
- (8) 工事施工写真（工事着工前から完成までの状況が確認できるもの）。
- (9) その他、町長が必要と認める書類。

（交付の決定）

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、相当と認めるときは、補助金交付額決定通知書（第4号様式）を対象者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、高取町定住促進（生活環境改善）事業補助金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第10条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。